



鳥取県公報

平成18年 3月31日(金)
号外第56号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (34) (障害福祉課)	3
	鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (35) (＼)	20
	身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則の一部を改正する等の規則 (36) (＼)	38
	知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則の一部を改正する等の規則 (37) (＼)	43
	鳥取県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (38) (＼)	49

———公布された規則のあらまし———

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正され、障害者自立支援法による障害福祉サービスの給付その他の支援の開始に合わせて精神障害者の通院医療に要する費用の負担等が廃止されることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次に掲げる事務に係る規定を削る。

精神障害者の通院医療に要する費用の負担に係る事務

精神障害者居宅生活支援事業に係る事務

精神障害者社会復帰施設に係る事務

(2) その他所要の規定の整備を行う

(3) 施行期日

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。ただし、(1) の は、同年10月 1日から施行する。

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

身体障害者福祉法の一部が改正され、障害者自立支援法による障害福祉サービスの給付その他の支援の開始に合わせて身体障害者に対する更生医療の給付等の支援が廃止されることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次に掲げる事務等に係る規定を削る。

更生医療に係る医療機関の指定等の事務

身体障害者居宅生活支援事業に係る事務

身体障害者相談支援事業に係る事務

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成18年4月1日とする。ただし、(1)の は、同年10月1日とする。

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則の一部改正等について

1 規則の改正・廃止理由

(1) 規則の改正

身体障害者福祉法の一部が改正され、障害者自立支援法による障害福祉サービスの給付その他の支援の開始に合わせて身体障害者居宅支援等が廃止されることに伴い、身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則（以下「規則」という。）の規定に基づく指定身体障害者更生施設等の指定等について所要の改正を行う。（平成18年9月30日までの暫定措置）

(2) 規則の廃止

指定身体障害者更生施設等の指定等の制度の廃止に伴い、平成18年9月30日限りで規則を廃止する。

2 規則の概要

(1) 指定居宅支援事業者の指定等の事務に係る規定を削る等所要の規定の整備を行う。

(2) 規則は、廃止する。

(3) 施行期日

規則の改正 平成18年4月1日

規則の廃止 平成18年10月1日

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則の一部改正等について

1 規則の改正・廃止理由

(1) 規則の改正

知的障害者福祉法の一部が改正され、障害者自立支援法による障害福祉サービスの給付その他の支援の開始に合わせて知的障害者居宅支援等が廃止されることに伴い、知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則（以下「規則」という。）の規定に基づく指定知的障害者更生施設等の指定等について所要の改正を行う。（平成18年9月30日までの暫定措置）

(2) 規則の廃止

指定知的障害者更生施設等の指定等の制度の廃止に伴い、平成18年9月30日限りで規則を廃止する。

2 規則の概要

(1) 指定居宅支援事業者の指定等の事務に係る規定を削る等所要の規定の整備を行う。

(2) 規則は、廃止する。

(3) 施行期日

規則の改正 平成18年4月1日

規則の廃止 平成18年10月1日

鳥取県知的障害者福祉法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

知的障害者福祉法の一部が改正され、障害者自立支援法による障害福祉サービスの給付その他の支援の開始に合わせて知的障害者居宅支援事業等が廃止されることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次に掲げる事務に係る規定を削る。

知的障害者居宅生活支援事業に係る事務

知的障害者相談支援事業に係る事務

(2) 施行期日は、(1)の は平成18年 4月 1日、(1)の は同年10月 1日とする。

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第34号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和49年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下この条において「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び様式の表示並びに削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び様式の表示並びに追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後	改正前
	<p><u>(医療費の公費負担の申請等)</u></p> <p><u>第9条 省令第10条第1項の申請書は、様式第9号によるものとする。</u></p> <p><u>2 省令第10条第2項の診断書は、様式第9号の2によるものとする。</u></p> <p><u>3 政令第4条の2第3項の届出は、様式第10号による届出書により行わなければならない。</u></p> <p><u>4 政令第4条の2第4項の規定による患者票の返納は、様式第10号の2による届出書に患者票を添えて</u></p>

第9条 削除

(書類の経由)

第25条 法、政令、省令又はこの規則の規定により提出する書類(法又は政令の規定により精神障害者の居住地を管轄する市町村長を経由して提出することとされるものを除く。)は、当該書類に係る事務を所管する保健所の長を経由して提出しなければならない。

様式第4号(第4条関係)

措置入院に関する診断書

略	
問題行動(Aはこれまでの、Bは今後おそれのある問題行動)	現在の病状又は状態像(該当のローマ数字、算用数字及びローマ字を で囲むこと。)
略	~ 略 知能障害 A 略 B 認知症 1 全体的 2 まだら(鳥状) 3 仮性 4 その他() 略
略	

略

備考 略

様式第4号の3(第4条関係)

医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票

行わなければならない。

(精神障害者居宅生活支援事業の実施の届出)

第25条 法第50条の3第1項の規定による届出は、様式第32号による届出書により行わなければならない。

2 法第50条の3第2項の規定による届出は、様式第33号による届出書により行わなければならない。

3 法第50条の3第3項の規定による届出は、様式第34号による届出書により行わなければならない。

(書類の経由)

第26条 法、政令、省令又はこの規則の規定により提出する書類(法又は政令の規定により精神障害者の居住地を管轄する市町村長を経由して提出することとされるものを除く。)は、所轄保健所の長を経由して提出しなければならない。

様式第4号(第4条関係)

措置入院に関する診断書

略	
問題行動(Aはこれまでの、Bは今後おそれのある問題行動)	現在の病状又は状態像(該当のローマ数字、算用数字及びローマ字を で囲むこと。)
略	~ 略 知能障害 A 略 B 痴呆 1 全体的 2 まだら(鳥状) 3 仮性 4 その他() 略
略	

略

備考 略

様式第4号の3(第4条関係)

医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票

年 月 日

職 氏名 様

略	
現在の病 状又は状 態像	~ 略 知能障害 A 略 B 認知症 1 全体的 2 まだら (島状) 3 仮性 4 その他 () 及び 略
略	

備考 略

様式第5号 (第5条関係)

入院措置決定通知書

番 号

様

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院措置が必要であると認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 条第 項の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

記

1 ~ 5 略

6 不明な点又は納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出てください。それでもなお、入院又は処遇に納得がいかない場合には、あなた又はあなたの保護者は、退院又は病院の処遇の改善を指示するよう、知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は最寄りの保健所若しくは鳥取県福祉保健部障害福祉課にお問い合わせください。

7 略

年 月 日

職 氏名 様

略	
現在の病 状又は状 態像	~ 略 知能障害 A 略 B 痴呆 1 全体的 2 まだら (島状) 3 仮性 4 その他 () 及び 略
略	

備考 略

様式第5号 (第5条関係)

入院措置決定通知書

番 号

様

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院措置が必要であると認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 条第 項の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

記

1 ~ 5 略

6 不明な点又は納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出てください。それでもなお、入院又は処遇に納得がいかない場合には、あなた又はあなたの保護者は、退院又は病院の処遇の改善を指示するよう、知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は最寄りの保健所若しくは鳥取県福祉保健部健康対策課にお問い合わせください。

7 略

様式第9号 (第18条、第20条関係)

障害者手帳申請書

略

職 氏 名 様

年 月 日

私は、次の事項 (印) について申請します。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の [新規交付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更による手帳交付]

略						
家族の氏名	氏 名		続柄		住所	電話 ()
連絡先						
添付書類 (印)	医師の診断書 年金証書等の写 (級) 精神障害者保健福祉手帳	既存の手帳の有効期限	平成 年 月 日			
		既存の手帳の手帳番号				
略						

備考 1 略

様式第9号 (第9条、第18条、第20条関係)

障害者手帳・通院医療費
公費負担申請書

略

職 氏 名 様

年 月 日

私は、次の事項 (印) について申請します。

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の [新規交付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更による手帳交付]
- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条に基づく通院医療費の公費負担の [新規承認・継続承認・患者票追加交付・都道府県間の住所変更による患者票交付]

略						
家族の氏名	氏 名		続柄		住所	電話 ()
連絡先						
通院医療費の申請者のみ記入	保険の種類 (印)	健保 (本人、家族)、国保 (一般、退職本人、退職家族)、船保 (本人、家族)、各種共済 (本人、家族)、老保、生保 (受給中、申請中：福祉事務所名)、労災、保険未加入、その他 ()				
	通院医療の医療機関	医療機関名 所在地				
添付書類 (印)	医師の診断書 年金証書等の写 (級) 精神障害者保健福祉手帳	既存の手帳・患者票の有効期限	平成 年 月 日			
		既存の手帳の手帳番号				
		既存の通院医療費の受給者番号				
略						

備考 1 略

- 2 既に手帳を持っている方が新たに通院公費負担医療を申請する場合は、手帳を添付

2 略

3 略

してください。

3 略

4 略

様式第9号の2 (第9条関係) (A列3号)

診断書 (通院医療費公費負担用)

氏 名	明治・大正・昭和・平成 年 月 日生(満 歳)	性 別
住 所		
病 名	(1) 主たる精神障害__ICDカテゴリー() (2) 従たる精神障害__ICDカテゴリー() (3) 身体合併症_____	
発病から現在までの の病歴 (推定発病年 月、精神科受診歴等)	推定発病年月 年 月 (頃)	
現在の病状、状態像等 (該当する項目を で囲むこと。)		
(1) 抑うつ状態 1 思考・運動抑制 2 刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 その他 () ()		
(2) そう状態 1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚・刺激性 4 その他 () ()		
(3) 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 その他 () ()		
(4) 精神運動興奮及び混迷の状態 1 興奮 2 混迷 3 拒絶 4 その他 () ()		
(5) 分裂病等残遺状態 1 自閉 2 感情鈍麻 3 意欲の減退 4 その他 () ()		
(6) 情動及び行動の障害 1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 その他 () ()		
(7) 不安及び不穏 1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 その他 () ()		
(8) けいれん及び意識障害 1 けいれん 2 意識障害 3 その他 () ()		
(9) 精神作用物質の乱用及び依存 1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他 () ()		
(10) 知能障害 1 知的障害 (精神遅滞) ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 2 痴呆		
の病状、状態像等の具体的程度、症状等 (てんかんにあつては、発 作の類型及び頻度について記載すること。)		
現在の治療内容		

- 1 投薬内容
- 2 精神療法等
- 3 訪問看護指示の有無 (有・無)

今後の治療方針

現在の精神保健福祉サービスの利用状況

(社会復帰施設、小規模作業所、グループホーム、ホームヘルプ、訪問指導等)

備考

年 月 日

医療機関 所在地

名 称

電話番号

医 師 氏 名

㊞

- 注1 「ICDカテゴリー」には、世界保健機関が定めるICD 10 (国際疾病分類) のF0からF9まで (精神症状を伴わないてんかんにあつては、G4) のいずれかを記載すること。
- 2 医師の氏名を自署する場合には、押印を省略することができること。

様式第10号 (第9条関係)

市町村名

受理年月日 年 月 日

通院医療機関変更届出書

職 氏名 様

医療機関を変更したいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第4条の2第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名

㊞

受給者との続柄

現在の受給者番号

受給者 番号	第 号	患者票	年 月 日から
		の有効 期間	年 月 日まで

受給者	フリガナ 氏 名	性別	生年 月日
	住 所		
現在通院 している	所在地		
医療機関	名 称		
変更しよ うとする	所在地		
医療機関	名 称		
変更しよ うとする 理由			

様式第10号の2 (第9条関係)

市町村名
受理年月日 年 月 日

患者票返納届

職 氏名 様

精神障害について医療を受ける必要がなくなったので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第4条の2第4項の規定により、患者票を返納します。

年 月 日

届出者 住 所

氏 名



受給者との続柄

受給者	受給者 番号	第 号	患者票 の有効 期間	年 月 日から 年 月 日まで
	フリガナ 氏 名	性別	生年 月日	住 所
住 所				
返 納 理 由				
備 考				

様式第11号 (第10条関係)

医療保護入院者の入院届

年 月 日

職 氏名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条第4項の規定により、下記のとおり入院させたので、届け出ます。

病院名

所在地

管理者名



略	
現在の病 状又は状 態像	~ 略 知能障害 A 略 B 認知症 1 全体的 2 まだら (鳥状) 3 仮性 4 その他 () 及び 略
略	

略

備考 略

様式第16号 (第13条関係)

措置入院者定期病状報告書

年 月 日

職 氏名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第38条の2第1項の規定により、措置入院者の症状等について、下記のとおり報告します。

病院名

所在地

管理者名



様式第11号 (第10条関係)

医療保護入院者の入院届

年 月 日

職 氏名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条第4項の規定により、下記のとおり入院させたので、届け出ます。

病院名

所在地

管理者名



略	
現在の病 状又は状 態像	~ 略 知能障害 A 略 B 痴呆 1 全体的 2 まだら (鳥状) 3 仮性 4 その他 () 及び 略
略	

略

備考 略

様式第16号 (第13条関係)

措置入院者定期病状報告書

年 月 日

職 氏名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第38条の2第1項の規定により、措置入院者の症状等について、下記のとおり報告します。

病院名

所在地

管理者名



略	
問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後おそれのある問題行動)	現在の病状又は状態像 (該当のローマ数字、算用数字及びローマ字を で囲むこと。)
略	~ 略 知能障害 A 略 B <u>認知症</u> 1 全体的 2 まだら (島状) 3 仮性 4 その他 () 及び 略
略	

略

備考 略

様式第17号 (第13条関係)

医療保護入院者定期病状報告書

年 月 日

職 氏名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (以下「法」という。) 第38条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、医療保護入院者の症状等について、下記のとおり報告します。

病院名
所在地
管理者名 ㊟

略	
現在の病状又は状態像	~ 略 知能障害 A 略 B <u>認知症</u> 1 全体的 2 まだら (島状) 3 仮性 4 その他 ()

略	
問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後おそれのある問題行動)	現在の病状又は状態像 (該当のローマ数字、算用数字及びローマ字を で囲むこと。)
略	~ 略 知能障害 A 略 B <u>痴呆</u> 1 全体的 2 まだら (島状) 3 仮性 4 その他 () 及び 略
略	

略

備考 略

様式第17号 (第13条関係)

医療保護入院者定期病状報告書

年 月 日

職 氏名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (以下「法」という。) 第38条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、医療保護入院者の症状等について、下記のとおり報告します。

病院名
所在地
管理者名 ㊟

略	
現在の病状又は状態像	~ 略 知能障害 A 略 B <u>痴呆</u> 1 全体的 2 まだら (島状) 3 仮性 4 その他 ()

及び 略
略

略

備考 略

様式第24号 (第18条関係) (A列3号)

診断書 (精神障害者保健福祉手帳用)

略
現在の病状、状態像等 (該当する項目を で囲むこと。)
(1)~(4) 略
(5) 統合失調症等残遺状態
1 自閉 2 感情鈍麻 3 意欲の減退 4 その他 ()
(6)~(9) 略
(10) 知能障害
1 略
2 認知症
略

注 略

様式第25号 (第19条関係)

番 号
年 月 日

通知書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請は、次により承認されませんでしたので通知します。

- 1 略
- 2 略

様式第27号 (第22条関係)

市町村名
受理年月日 年 月 日

及び 略
略

略

備考 略

様式第24号 (第18条関係) (A列3号)

診断書 (精神障害者保健福祉手帳用)

略
現在の病状、状態像等 (該当する項目を で囲むこと。)
(1)~(4) 略
(5) 分裂病等残遺状態
1 自閉 2 感情鈍麻 3 意欲の減退 4 その他 ()
(6)~(9) 略
(10) 知能障害
1 略
2 痴呆
略

注 略

様式第25号 (第19条関係)

番 号
年 月 日

通知書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律^{第32条}第45条の規定による^{通院医療費の公費負担}精神障害者保健福祉手帳の申請は、次により承認されませんでしたので通知します。

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条の規定に該当しないこと。
- 2 略
- 3 略

様式第27号 (第22条関係)

市町村名
受理年月日 年 月 日

障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書

職 氏 名 様

年 月 日

私は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳について、次の事項（印）の届出・申請をします。

1及び2 略

申請者 氏名 (印)
住所
現行の手帳番号

備考 都道府県の区域を越える住所変更をしたときは、本届書のほかに、障害者手帳申請書を提出してください。

障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書

職 氏 名 様

年 月 日

私は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳について、次の事項（印）の届出・申請をします。

1及び2 略

申請者 氏名 (印)
住所
現行の手帳番号

備考 都道府県の区域を越える住所変更をしたときは、本届書のほかに、障害者手帳・通院医療費公費負担申請書を提出してください。

様式第32号 (第25条関係)

精神障害者居宅生活支援事業実施届

職 氏 名 様

精神障害者居宅生活支援事業を実施したいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3第1項の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所
氏名 (印)
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

事業の種類及び内容	
経営者の氏名及び住所 (法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)	
職員の定数及び職務の内容	

事業の用に供する施設又は住居(精神障害者短期入所事業又は精神障害者地域生活援助事業を行う場合に限り。)	名 称	
	種類 (精神障害者短期入所事業を行う場合に限り。)	
事業を行う場合に限り。)	所 在 地	
	入所 (入居) 定員	
事業開始の予定年月日		年 月 日

添付書類

- 1 条例、定款その他の基本約款
- 2 主な職員の氏名及び経歴を記載した書類
- 3 収支予算書及び事業計画書

様式第33号 (第25条関係)

精神障害者居宅生活支援事業変更届

職 氏名 様

精神障害者居宅生活支援事業に係る届出事項に変更が生じたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名



(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

事業の種類及び内容			
変 更 事 項 (変更年月日)	変更前の 内容	変更後の 内容	変更が生じた理由
(年 月 日)			
(年 月 日)			
(年 月 日)			

様式第34号 (第25条関係)

精神障害者居宅生活支援事業廃止（休止）届

職 氏名 様

精神障害者居宅生活支援事業を廃止（休止）したいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名

㊦

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業の種類及び内容	
廃止（休止）しようとする年月日	年 月 日
廃止（休止）の理由	
現に利用している者に対する措置	
休止の予定期間（休止しようとする場合に限る。）	年 月 日から 年 月 日まで

第2条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下この条において「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び様式の表示並びに削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改正後	改正前
(医療保護入院の届出等) 第10条 法第33条第7項の届出は、同条第1項の規定	(医療保護入院の届出等) 第10条 法第33条第4項の届出は、同条第1項の規定

による入院にあつては様式第11号、同条第2項の規定による入院にあつては様式第12号による届出書により行わなければならない。

2 略

(応急入院の届出)

第11条 法第33条の4第5項の届出は、様式第14号による届出書により行わなければならない。

(書類の經由)

第24条 略

様式第11号 (第10条関係)

医療保護入院者の入院届

年 月 日

職 氏名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (以下「法」という。) 第33条第7項の規定により、下記のとおり入院させたので、届け出ます。

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

㊟

略

略

備考 略

様式第12号 (第10条関係)

による入院にあつては様式第11号、同条第2項の規定による入院にあつては様式第12号による届出書により行わなければならない。

2 略

(応急入院の届出)

第11条 法第33条の4第2項の届出は、様式第14号による届出書により行わなければならない。

(精神障害者社会復帰施設の設置等の届出)

第24条 法第50条第2項の規定による届出は、様式第29号による届出書により行わなければならない。

2 法第50条第3項の規定による届出は、様式第30号による届出書により行わなければならない。

3 法第50条第4項の規定による届出は、様式第31号による届出書により行わなければならない。

(書類の經由)

第25条 略

様式第11号 (第10条関係)

医療保護入院者の入院届

年 月 日

職 氏名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (以下「法」という。) 第33条第4項の規定により、下記のとおり入院させたので、届け出ます。

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

㊟

略

略

備考 略

様式第12号 (第10条関係)

医療保護入院者（第33条第2項）の入院届

年 月 日

職 氏名 様

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

㊟

下記の者が医療保護入院をしましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条第7項の規定により届け出ます。なお、保護者が選任された場合は、改めて同項の規定により届け出ます。

略

備考 略

様式第14号（第11条関係）

応急入院届

年 月 日

職 氏名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条の4第5項の規定により、下記のとおり入院させたので、届け出ます。

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

㊟

略

備考 略

医療保護入院者（第33条第2項）の入院届

年 月 日

職 氏名 様

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

㊟

下記の者が医療保護入院をしましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条第4項の規定により届け出ます。なお、保護者が選任された場合は、改めて同項の規定により届け出ます。

略

備考 略

様式第14号（第11条関係）

応急入院届

年 月 日

職 氏名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条の4第2項の規定により、下記のとおり入院させたので、届け出ます。

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

㊟

略

備考 略

様式第29号（第24条関係）

精神障害者社会復帰施設設置届

職 氏名 様

精神障害者社会復帰施設を設置したいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

届出者 住所
氏名 ⑧
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

施 設	名 称		
	種 類		
	所 在 地		
設 置 者	氏名 (法人にあつては、名称)		
	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
	法人以外の者にあつては、経歴		
建 物 等 の 他 の 設 備 の 規 模 及 び 構 造	敷地 面積		
	敷地の所有権の有無 (所有権を有しない場合にあつては、当該敷地の利用に関する権利の種類)		
	建 物	延 べ 床 面 積	
		構 造	
		建 築 年 月 日	年 月 日
設 備 の 概 要			
運 営 の 方 針			
利 用 定 員			
職 員	定 数		
	職 務 の 内 容		
事 業 開 始 の 予 定 年 月 日		年 月 日	

添付書類

- 1 条例、定款その他の基本約款
- 2 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴を記載した書類
- 3 収支予算書及び事業計画書

4 施設の位置図並びに建物の配置図及び各階平面図

様式第30号 (第24条関係)

精神障害者社会復帰施設変更届

職 氏名 様

精神障害者社会復帰施設の届出事項に変更が生じたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

施 設	名 称			
	種 類			
	所在地			
変 更 事 項 (変 更 年 月 日)	変更前の 内容	変更後の 内容	変更が生じた理由	
(年 月 日)				
(年 月 日)				
(年 月 日)				

様式第31号 (第24条関係)

精神障害者社会復帰施設廃止 (休止) 届

職 氏名 様

精神障害者社会復帰施設を廃止 (休止) したいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条第4項の規定により届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名 ㊟
 (法人にあつては、主たる
 事務所の所在地、名称及び
 代表者の氏名)

施 設	名 称	
	種 類	
	所 在 地	
廃止(休止)しようとする年月日		年 月 日
廃止(休止)の理由		
現に利用している者に対する措置		
休止の予定期間 (休止しようとする場合に限る。)		年 月 日から 年 月 日まで

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第35号

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県身体障害者福祉法施行細則(平成6年鳥取県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び様式の表示並びに削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び様式の表示を除く。)に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

改正後	改正前
<p>(身体障害者相談支援事業等の開始等の届出)</p> <p>第9条 法第26条第1項の規定による届出は、<u>身体障害者相談支援事業等開始届出書(様式第7号)</u>を提出してしなければならない。</p> <p>2 法第26条第2項の規定による届出は、<u>身体障害者相談支援事業等変更届出書(様式第8号)</u>を提出してしなければならない。</p> <p>(身体障害者相談支援事業等の廃止等の届出)</p> <p>第10条 法第26条第3項の規定による届出は、<u>身体障害者相談支援事業等廃止(休止)届出書(様式第9号)</u>を提出してしなければならない。</p>	<p>(医療機関の指定等の申請書)</p> <p>第9条 省令第13条の3第1項又は第13条の5に規定する申請書は、<u>病院等指定(医療種類変更承認)申請書(様式第7号)</u>によるものとする。</p> <p>2 省令第13条の3第2項に規定する申請書は、<u>医療機関指定申請書(訪問看護事業者)(様式第7号の2)</u>によるものとする。</p> <p>3 省令第13条の3第3項に規定する申請書は、<u>薬局指定申請書(様式第8号)</u>によるものとする。</p> <p>(指定医療機関の変更等の届出)</p> <p>第10条 政令第23条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 省令第13条の6第1号に掲げる場合 <u>指定医療機関変更届出書(様式第9号)</u></p> <p>(2) 省令第13条の6第2号に掲げる場合 <u>指定医療機関休止(廃止・再開)届出書(様式第10号)</u></p> <p>(3) 省令第13条の6第3号に掲げる場合 <u>指定医療機関処分届出書(様式第11号)</u></p> <p>(指定医療機関の辞退の申出)</p> <p>第11条 政令第24条の規定による申出は、<u>指定医療機関辞退申出書(様式第12号)</u>を提出してしなければならない。</p> <p>(身体障害者居宅生活支援事業等の開始等の届出)</p> <p>第12条 法第26条第1項の規定による届出は、<u>身体障害者居宅生活支援事業等開始届出書(様式第13号)</u>を提出してしなければならない。</p> <p>2 法第26条第2項の規定による届出は、<u>身体障害者居宅生活支援事業等変更届出書(様式第14号)</u>を提出してなければならない。</p> <p>(身体障害者居宅生活支援事業等の廃止等の届出)</p> <p>第13条 法第26条第3項の規定による届出は、<u>身体障害者居宅生活支援事業等廃止(休止)届出書(様式第15号)</u>を提出してしなければならない。</p> <p>(身体障害者更生援護施設台帳等)</p> <p>第14条 法第27条第2項から第4項までの規定により</p>

設置されている身体障害者更生援護施設には、次に掲げる台帳を備え、必要な事項を記載しておかなければならない。

- (1) 身体障害者更生援護施設台帳 (様式第16号)
- (2) 入所者台帳 (様式第17号)

様式第7号 (第9条関係)

病院等指定 (医療種類変更承認) 申請書

職氏名 様

更生医療を担当する病院又は診療所の指定 (担当する医療の種類の変更の承認) を受けたいので、身体障害者福祉法施行規則第13条の3第1項 (第13条の5) の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

医療機関の開設者

住 所

氏名又は名称及

び代表者の氏名



病院又は	名 称	
診 療 所	所 在 地	
開 設 者	住 所	
	氏名又は名称	
標ぼうしている診療科目		
担当しようとする医療の種類		
主として担当する	氏名	
医師又は歯科医師	経歴	別紙1のとおり
更生医療を行うために必要な設備及び体制の概要		別紙2のとおり
更生医療を行うための入所施設の有無及び定員		有 (人) ・無

(注) 担当しようとする医療の種類欄には、次のうちから希望するものを記載すること。

- ア 眼科 カ 中枢神経 サ 小腸
- イ 耳鼻いん キ 脳神経外科 シ 歯科矯正
- こう科
- ウ 口腔^{こう} ク 心臓脈管外科 ス 免疫

エ 整形外科 ケ じん臓
オ 形成外科 コ じん移植

別紙 1

経歴書

学 位	ふりがな 氏 名	生年 月 日
現 住 所		
関係学会 加入状況		
年 月 日	任免事項	師事した指導者の氏名、学 位論文名又は学会に提出し た論文名

(注) 最終学歴より現在に至るまでを詳細に記入
すること。特に、次の事項は必ず記載すること。

ア 最終学歴における専攻科名

イ 医師免許取得後に担当する医療について大
学、病院等で研修をした場合には、その研修を
した機関名、期間及び師事した指導者の氏名

ウ 学位論文又は学会に提出した論文で担当す
る医療に関連のあるものがある場合には、そ
の論文名及び提出年月日

別紙 2

更生医療を行うために必要な設備及び体制の概要

設 備 (主要なもの)	品 目	数 量	品 目	数 量
体 制				

様式第7号の2 (第9条関係)

医療機関指定申請書 (訪問看護事業者)

職氏名 様

更生医療を担当する医療機関の指定を受けたいの
で、身体障害者福祉法施行規則第13条の3第2項の

規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

訪問看護事業者

住 所

名称及び代表

者の氏名

印

訪問看護事業者 (健保・老人)	名 称	
	主たる事務 所の所在地	
訪問看護ステーション	名 称	
	所 在 地	
	職員の定数	別紙のとおり

(注) 「(健保・老人)」については、訪問看護事業者としての指定が健康保険法に基づくものであるときは健保に、老人保健法に基づくものであるときは老人に を付けること。ただし、両者の指定を受けているときは、記入しないこと。

別紙

訪問看護ステーションにおいて訪問看護を行う職員の定数

職 種	定 数

(注) 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。

様式第8号 (第9条関係)

薬局指定申請書

職氏名 様

更生医療を担当する薬局の指定を受けたいので、身体障害者福祉法施行規則第13条の3第3項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

薬局の開設者

住 所

氏名又は名称及

び代表者の氏名

㊟

薬 局	名 称	
	所 在 地	
開設者	住 所	
	氏名又は名称	
薬剤師	氏 名	
	経 歴	別紙1のとおり
調剤のために必要な設備及び体制の概要		別紙2のとおり

別紙 1

経歴書

学 位	ふりがな 氏 名	㊟	生年 月日
現 住 所			
最終学歴			
主たる職 歴			

別紙 2

調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造	調剤室の面積	
主たる設備	品 目	数量

(注) 1 薬局の見取図を添付すること。

2 「主たる設備」欄には、薬局等構造設備規則に定める設備以外のものがある場合のみ、その主たるものを記載すること。

様式第9号 (第10条関係)

指定医療機関変更届出書

職氏名 様

指定医療機関の指定に係る事項を変更したので、
身体障害者福祉法施行令第23条の規定により、下記
のとおり届け出ます。

年 月 日

開設者

住 所

氏名又は名称及

び代表者の氏名

印

記

医療機関	名 称	
	所在地	
変 更 事 項		
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日

様式第10号 (第10条関係)

指定医療機関休止 (廃止・再開) 届出書

職氏名 様

指定医療機関を休止した (廃止した・再開した)
ので、身体障害者福祉法施行令第23条の規定により、
下記のとおり届け出ます。

年 月 日

開設者

住 所

氏名又は名称及

び代表者の氏名

印

記

医療機関	名 称	
	所在地	

休止（廃止・再開） 年月日	年 月 日
休止（廃止）の理由及び再開の見込み	

様式第11号（第10条関係）

指定医療機関処分届出書

職氏名 様

医療法、薬事法、健康保険法又は老人保健法に基づく処分を受けたので、身体障害者福祉法施行令第23条の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

開設者

住 所

氏名又は名称及

び代表者の氏名



記

医療機関	名 称	
	所在地	
処 分 の 概 要		
処分を受けた日	年 月 日	

様式第12号（第11条関係）

指定医療機関辞退届出書

職氏名 様

指定医療機関の指定を辞退したいので、身体障害者福祉法施行令第24条の規定により、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

開設者

住 所
氏名又は名称及
び代表者の氏名

㊞

記

医療機関	名 称	
	所在地	
辞 退 年 月 日	年 月 日	
辞 退 の 理 由		

様式第7号 (第9条関係)

身体障害者相談支援事業等開始届出書

職氏名 様

身体障害者相談支援事業等を開始するので、身体障害者福祉法第26条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

経営者

住 所
氏名又は名称及
び代表者の氏名

㊞

記

略		
介助犬訓練又は聴導犬訓練事業の用に供する施設	略	
	所在地	

様式第13号 (第12条関係)

身体障害者居宅生活支援事業等開始届出書

職氏名 様

身体障害者居宅生活支援事業等を開始するので、身体障害者福祉法第26条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

経営者

住 所
氏名又は名称及
び代表者の氏名

㊞

記

略		
デイサービス、短期入所又は介助犬訓練若しくは聴導犬訓練事業の用に供する施設	略	
	所在地	
	入所定員	

略

(注) 略

様式第8号 (第9条関係)

身体障害者相談支援事業等変更届出書

職氏名 様

身体障害者相談支援事業等に係る事項を変更する
(変更した) ので、身体障害者福祉法第26条第2項
の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

経営者

住 所

氏名又は名称及

び代表者の氏名 ④

記

略

(注) 略

様式第9号 (第10条関係)

身体障害者相談支援事業等廃止 (休止) 届出書

職氏名 様

身体障害者相談支援事業等を廃止する (休止する)
ので、身体障害者福祉法第26条第3項の規定により、
下記のとおり届け出ます。

年 月 日

経営者

住 所

氏名又は名称及

び代表者の氏名 ④

記

略

(注) 略

様式第14号 (第12条関係)

身体障害者居宅生活支援事業等変更届出書

職氏名 様

身体障害者居宅生活支援事業等に係る事項を変更
する (変更した) ので、身体障害者福祉法第26条第
2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

経営者

住 所

氏名又は名称及

び代表者の氏名 ④

記

略

(注) 略

様式第15号 (第13条関係)

身体障害者居宅生活支援事業等廃止 (休止) 届出書

職氏名 様

身体障害者居宅生活支援事業等を廃止する (休止
する) ので、身体障害者福祉法第26条第3項の規定
により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

経営者

住 所

氏名又は名称及

び代表者の氏名 ④

記

略

(注) 略

略

(注) 略

様式第16号 (第14条関係)

身体障害者更生援護施設台帳

施設の名称								施設の 種 類			
所 在 地								認 可 年月日			
設 置 主 体								経 営 主 体			
建 物 及 び 敷 地											
敷 地	建物 敷地	運動 場	庭園 花壇	農業 菜園	訓練 用地	そ の 他	計	環境			
								良・ 否			
建 物 の 規 模 ・ 構 造					建 築 面 積	m ²		建 築 年 月 日			
					積 延 床 面 積	m ²					
管 理 用 処 遇 用 そ の 他											
室名	面積	室数	備考	室名	面積	室数	備考	室名	面積	室数	備考

備 品

管 理 用 処 遇 用 そ の 他											
品 名	点数	品 名	点数	品 名	点数						

氏 名	ふりがな	男	入所年月日	年 月 日	
		女	退所年月日	年 月 日	
名	年 月 日(満 才)	最 終 学 歴			
現 住 所				手帳記号・番号	年 月 日交付 都道府県 市 第 号
					障害第 種 級
家 族 の 状 況	氏 名	続柄	年 齢	職 業	摘 要
入院費用の負担		本人	扶養義務者		
保 証 人	氏名	関係	職業	住 所	備 考
環 境	家庭環境				
	友人知己との関係				
	土地の産業				
	風土・気質・習慣				
	その他				
実施機関			市町村	担当	
生 活 歴	年 月 日	生活歴(学歴、傷病歴、職業歴等を含む。)			
趣 味					
特 技					
希 望 科 目	1	希望理由			
	2				
	3				
終 了 後 の				写 真 年撮 月影	写 真

希 望			
--------	--	--	--

原傷 病名			身長	cm
			体重	kg
機能 障害 診断 名			胸囲	cm
			聴力	右 左
			視力	右 左
既往 症			色神	
			ツ反応	
家族 歴			血沈	
			言語	
原 傷 病 歴	発生年月日	年 月 日	肺活量	
	原因と事情	戦争・戦災・労災・ 交通・天災・災禍・ 不慮・先天的疾病・ 後天的疾病・その他	その他	
補装 具			障 害 部 位	
医療 に 関 する 希 望				
現 症				
改善 の 見 込				
備考				

態 度

動 作 能 力

検査 結果 とそ の解

積	
心理 職能 判定	

總 合 判 定	医学的 診 断	
	補装具 装 着 訓 練	
	職 能 心理的 判 定	
	生 活 指 導 訓 練	

処 置	
--------	--

決 定 科 目	
------------------	--

性 行 観 察	性行	月 日	月 日	月 日	月 日
	快活さ				
	忍耐強さ				
	き帳面さ				
	素直さ				
	勤勉さ				
	社交性				

準 備 訓 練	細 目	週	週	週	週	週	週

効果									
	細目	月	月	月	月	月	月	月	
	専門科								
	学 科	国 語							
		英 語							
		数 学							
		社 会							
		衛 生							
	実								
技									

巧 緻 ⁵ 性 検 査	月次	書記	鏡写	両手 供应	糸さし	玉拾い		
	月							

体 力 検 査		月	月	月	月	月	月	月	
	体重								
	握 力	右							
		左							
	背 筋 力	右							
		左							

運 動 能 力 検 査			月日	月日	月日	月日	月日	月日
	50m歩走	分秒						
	立幅跳	cm						
	立高跳	cm						
	連続片足跳	右	m					
		左	m					
	ソフトボール投げ	右	m					
		左	m					
	懸垂 ^ひ 屈臂 ^び	男	回					
		女	秒					
臂立伏臥 ^{びが} 屈伸 ^び	回							
備 考								

月 日	経 過 及 び 指 導
-----	-------------

身体障害者生活訓練等事業等を開始するので、身体障害者福祉法第26条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

経営者
住 所
氏名又は名称及び代表者の氏名 ㊞

記

略

(注) 略

様式第8号(第9条関係)

身体障害者生活訓練等事業等変更届出書

職氏名 様

身体障害者生活訓練等事業等に係る事項を変更する(変更した)ので、身体障害者福祉法第26条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

経営者
住 所
氏名又は名称及び代表者の氏名 ㊞

記

略

(注) 略

様式第9号(第10条関係)

身体障害者生活訓練等事業等廃止(休止)届出書

職氏名 様

身体障害者相談支援事業等を開始するので、身体障害者福祉法第26条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

経営者
住 所
氏名又は名称及び代表者の氏名 ㊞

記

略

(注) 略

様式第8号(第9条関係)

身体障害者相談支援事業等変更届出書

職氏名 様

身体障害者相談支援事業等に係る事項を変更する(変更した)ので、身体障害者福祉法第26条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

経営者
住 所
氏名又は名称及び代表者の氏名 ㊞

記

略

(注) 略

様式第9号(第10条関係)

身体障害者相談支援事業等廃止(休止)届出書

職氏名 様

身体障害者生活訓練等事業等を廃止する（休止する）ので、身体障害者福祉法第26条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

経営者

住 所

氏名又は名称及

び代表者の氏名 ㊟

記

略

(注) 略

身体障害者相談支援事業等を廃止する（休止する）ので、身体障害者福祉法第26条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

経営者

住 所

氏名又は名称及

び代表者の氏名 ㊟

記

略

(注) 略

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第36号

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則の一部を改正する等の規則

(身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則の一部改正)

第1条 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則(平成14年鳥取県規則第86号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動

様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

改正後	改正前
<p data-bbox="277 338 786 412"><u>身体障害者福祉法に基づく指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則</u></p> <p data-bbox="220 510 288 539">(趣旨)</p> <p data-bbox="204 553 786 835">第1条 この規則は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）及び身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）の規定に基づき、<u>法第17条の10第1項に規定する指定身体障害者更生施設等</u>（以下「指定身体障害者更生施設等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="220 936 360 965">(指定の申請)</p> <p data-bbox="204 978 786 1090">第2条 <u>法第17条の24第1項の規定による申請は、様式第1号による申請書を提出してしなければならない。</u></p> <p data-bbox="220 1149 384 1178">(変更等の届出)</p> <p data-bbox="204 1191 786 1261">第3条 <u>法第17条の27の規定による届出は、様式第2号による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p data-bbox="220 1489 432 1518">(指定の辞退の届出)</p> <p data-bbox="204 1532 786 1686">第4条 <u>指定身体障害者更生施設等の設置者は、法第17条の29の規定による指定の辞退をしようとするときは、様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p data-bbox="220 1744 288 1774">(公示)</p> <p data-bbox="204 1787 786 1856">第5条 <u>法第17条の31の規定による公示は、次に掲げる事項を鳥取県公報に登載して行うものとする。</u></p> <p data-bbox="231 1915 786 1984">(1) <u>法第17条の10第1項の規定による指定</u>（以下「指定」という。）に係る施設の名称及び所在地</p>	<p data-bbox="884 338 1393 454"><u>身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則</u></p> <p data-bbox="815 510 884 539">(趣旨)</p> <p data-bbox="799 553 1393 880">第1条 この規則は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）及び身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）の規定に基づき、<u>法第17条の4第1項に規定する指定居宅支援事業者及び法第17条の10第1項に規定する指定身体障害者更生施設等</u>（以下「指定身体障害者更生施設等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="815 936 971 965">(指定の申請)</p> <p data-bbox="799 978 1393 1090">第2条 <u>法第17条の17第1項又は第17条の24第1項の規定による申請は、様式第1号による申請書を提出してしなければならない。</u></p> <p data-bbox="815 1149 979 1178">(変更等の届出)</p> <p data-bbox="799 1191 1393 1433">第3条 <u>法第17条の20又は第17条の27の規定による届出は、事業所の名称及び所在地その他省令第11条の4第1項及び第11条の6に規定する事項の変更に係るものにあつては様式第2号による届出書を、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては様式第3号による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p data-bbox="815 1489 1027 1518">(指定の辞退の届出)</p> <p data-bbox="799 1532 1393 1686">第4条 <u>指定身体障害者更生施設等の設置者は、法第17条の29の規定による指定の辞退をしようとするときは、様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p data-bbox="815 1744 884 1774">(公示)</p> <p data-bbox="799 1787 1393 1899">第5条 <u>法第17条の23又は第17条の31の規定による公示は、次に掲げる事項を鳥取県公報に登載して行うものとする。</u></p> <p data-bbox="815 1915 1393 2027">(1) <u>法第17条の17第1項又は第17条の24第1項の規定による指定</u>（以下「指定」という。）に係る<u>事業所又は施設の名称及び所在地</u></p>

(2) 指定、指定の辞退若しくは取消し又は施設の名称若しくは所在地の変更の年月日

(3) 指定に係る施設の種類の

(書類の経由)

第6条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、所管の総合事務所長を経由して提出しなければならない。

様式第1号(第2条関係)

受付番号	
------	--

指定身体障害者更生施設等指定申請書

職 氏名 様

身体障害者福祉法第17条の10第1項の規定により、指定身体障害者更生施設等の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

年 月 日

所在地
申請者 名称
代表者の氏名 ㊟

施設所在地市町村 番号	
----------------	--

略			
施設	略		
指定を受けようとする事業	区 分	実施事業等	事業等開始予定年月日

(2) 指定、指定の辞退若しくは取消し、事業所の名称若しくは所在地の変更又は事業の廃止の年月日

(3) 指定に係る事業又は施設の種類

(書類の経由)

第6条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、所轄福祉保健局長又は所轄総合事務所の福祉保健局長を経由して提出しなければならない。

様式第1号(第2条関係)

受付番号	
------	--

指定居宅支援事業者
指定身体障害者更生施設等 指定申請書

職 氏名 様

身体障害者福祉法第17条の17第1項(第17条の24第1項)の規定により、指定居宅支援事業者(指定身体障害者更生施設等)の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

年 月 日

所在地
申請者 名称
代表者の氏名 ㊟

事業所(施設)所 在地市町村番号	
---------------------	--

略			
事業所又は施設	略		
指定を受けようとする事業	区 分	実施事業等	事業等開始予定年月日
指定居宅支援事業者	指定居宅支援事業者	居宅介護事業 サービス事業	

等			
	略		

注1～4 略

5 今回指定を受けようとする事業等以外で、障害者自立支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法又は介護保険法に基づき指定を受けている事業等がある場合には、別紙に事業等の種類、指定に係る法律の名称、指定年月日及び事業者番号を記入すること。

6 略

(別紙)

既に指定を受けている事業等

略

様式第2号(第3条関係)

指定身体障害者更生施設等指定事項等変更届出書

職 氏名

指定事項等を変更したので、身体障害者福祉法第17条の27の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
届出者 名 称
代表者の氏名 ㊟

	略	
施 設	略	
略		
変更事項	変更の内容	
	(変更前)	(変更後)
1 施設の名称		
2 施設の設置の場所		
3 設置者の名称		

等	短期入所事業		
	略		

注1～4 略

5 今回指定を受けようとする事業等以外で、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法又は介護保険法に基づき指定を受けている事業等がある場合には、別紙に事業等の種類、指定に係る法律の名称、指定年月日及び事業者番号を記入すること。

6 略

(別紙)

既に指定を受けている事業等

略

様式第2号(第3条関係)

指定居宅支援事業者
指定身体障害者更生施設等

指定事項等変更届出書

職 氏名 様

指定事項等を変更したので、身体障害者福祉法第17条の20(第17条の27)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
届出者 名 称
代表者の氏名 ㊟

	略	
事業所(施設)	略	
略		
変更事項	変更の内容	
	(変更前)	(変更後)
1 事業所(施設)の名称		
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)		
3 申請者(設置者)の名称		

4 設置者の主たる事務所
の所在地

5 設置者の代表者の氏
名及び住所

6 設置者の定款、寄附
行為等又は条例等（当
該指定に係る事業に関
するものに限る。）

7 施設の構造概要及び
平面図並びに設備の概
要

8 施設の管理者の氏名
及び住所

9 略

10 施設訓練等支援費の
請求に関する事項

11 略

12 略

13 略

略

注 略

4 申請者（設置者）の
主たる事務所の所在地

5 申請者（設置者）の
代表者の氏名及び住所

6 申請者（設置者）の
定款、寄附行為等又は
条例等（当該指定に係
る事業に関するものに
限る。）

7 事業所（施設）の構
造概要及び平面図並び
に設備の概要

8 事業所（施設）の管
理者の氏名及び住所

9 事業所のサービス提
供責任者の氏名及び住
所

10 略

11 居宅生活支援費（施
設訓練等支援費）の請
求に関する事項

12 事業所の種別（併設
型・空床型の別）

13 併設型における利用
者の推定数又は空床型
における当該施設の入
所者の定員

14 略

15 略

16 略

略

注 略

様式第3号（第3条関係）

指定居宅支援事業廃止（休止・再開）届出書

職 氏名 様

事業を廃止（休止・再開）したので、身体障害者
福祉法第17条の20の規定により、次のとおり届け出
ます。

年 月 日

所在地

届出者 名 称

代表者の氏名 ㊟

事業者番号

事業所	名 称	
	所 在 地	
事業の種類		
廃止（休止・再開）した年月日		年 月 日
廃止（休止）した理由		
現に指定居宅支援を受けていた者に対する措置（廃止・休止した場合のみ）		
休止予定期間（休止の場合のみ）		年 月 日から 年 月 日まで

注 事業の再開に係る届出をする場合には、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付すること。

様式第3号 略

様式第4号 略

(身体障害者福祉法に基づく指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則の廃止)

第2条 身体障害者福祉法に基づく指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則（平成14年鳥取県規則第86号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第37号

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則の一部を改正する等の規則

(知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則の一部改正)

第1条 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則(平成14年鳥取県規則第87号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

改正後	改正前
<p data-bbox="276 846 786 920"><u>知的障害者福祉法に基づく指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則</u></p> <p data-bbox="218 1016 288 1048">(趣旨)</p> <p data-bbox="202 1061 786 1346">第1条 この規則は、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「法」という。)及び知的障害者福祉法施行規則(昭和35年厚生省令第16号。以下「省令」という。)の規定に基づき、<u>法第15条の11第1項に規定する指定知的障害者更生施設等</u>(以下「指定知的障害者更生施設等」という。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="218 1444 362 1476">(指定の申請)</p> <p data-bbox="202 1487 786 1599">第2条 法第15条の24第1項の規定による申請は、様式第1号による申請書を提出してしなければならない。</p> <p data-bbox="218 1655 384 1686">(変更等の届出)</p> <p data-bbox="202 1700 786 1771">第3条 法第15条の27の規定による届出は、様式第2号による届出書を提出してしなければならない。</p> <p data-bbox="218 1995 432 2027">(指定の辞退の届出)</p>	<p data-bbox="879 846 1390 965"><u>知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則</u></p> <p data-bbox="820 1016 890 1048">(趣旨)</p> <p data-bbox="804 1061 1390 1391">第1条 この規則は、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「法」という。)及び知的障害者福祉法施行規則(昭和35年厚生省令第16号。以下「省令」という。)の規定に基づき、<u>法第15条の5第1項に規定する指定居宅支援事業者及び法第15条の11第1項に規定する指定知的障害者更生施設等</u>(以下「指定知的障害者更生施設等」という。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="820 1444 963 1476">(指定の申請)</p> <p data-bbox="804 1487 1390 1599">第2条 法第15条の17第1項又は第15条の24第1項の規定による申請は、様式第1号による申請書を提出してしなければならない。</p> <p data-bbox="820 1655 986 1686">(変更等の届出)</p> <p data-bbox="804 1700 1390 1939">第3条 <u>法第15条の20又は第15条の27の規定による届出は、事業所の名称及び所在地その他省令第36条第1項及び第38条に規定する事項の変更に係るものにあつては様式第2号による届出書を、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては様式第3号による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p data-bbox="820 1995 1034 2027">(指定の辞退の届出)</p>

第4条 指定知的障害者更生施設等の設置者は、法第15条の29の規定による指定の辞退をしようとするときは、様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。

(公示)

第5条 法第15条の31の規定による公示は、次に掲げる事項を鳥取県公報に登載して行うものとする。

- (1) 法第15条の11第1項の規定による指定（以下「指定」という。）に係る施設の名称及び所在地
- (2) 指定、指定の辞退若しくは取消し又は施設の名称若しくは所在地の変更の年月日
- (3) 指定に係る施設の種類

(書類の経由)

第6条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、所管の総合事務局長を経由して提出しなければならない。

様式第1号（第2条関係）

受付番号

指定知的障害者更生施設等指定申請書

職 氏名 様

知的障害者福祉法第15条の11第1項の規定により、指定知的障害者更生施設等の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

年 月 日

所在地
申請者 名称
代表者の氏名 ⑩

施設所在地市町村

第4条 指定知的障害者更生施設等の設置者は、法第15条の29の規定による指定の辞退をしようとするときは、様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。

(公示)

第5条 法第15条の23又は第15条の31の規定による公示は、次に掲げる事項を鳥取県公報に登載して行うものとする。

- (1) 法第15条の17第1項又は第15条の24第1項の規定による指定（以下「指定」という。）に係る事業所又は施設の名称及び所在地
- (2) 指定、指定の辞退若しくは取消し、事業所の名称若しくは所在地の変更又は事業の廃止の年月日
- (3) 指定に係る事業又は施設の種類

(書類の経由)

第6条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、所轄福祉保健局長又は所轄総合事務所の福祉保健局長を経由して提出しなければならない。

様式第1号（第2条関係）

受付番号

指定居宅支援事業者
指定申請書
指定知的障害者更生施設等

職 氏名 様

知的障害者福祉法第15条の17第1項（第15条の24第1項）の規定により、指定居宅支援事業者（指定知的障害者更生施設等）の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

年 月 日

所在地
申請者 名称
代表者の氏名 ⑩

事業所（施設）所

略			
施設	略		
指定を受けようとする事業等	区 分	実施事業等	事業等開始予定年月日
	略		

注1～4 略

5 今回指定を受けようとする事業等以外で、障害者自立支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法又は介護保険法に基づき指定を受けている事業等がある場合には、別紙に事業等の種類、指定に係る法律の名称、指定年月日及び事業者番号を記入すること。

6 略

(別紙)

既に指定を受けている事業等

略

様式第2号(第3条関係)

指定知的障害者更生施設等指定事項等変更届出書

職 氏名 様

指定事項等を変更したので、知的障害者福祉法第15条の27の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地

略			
事業所又は施設	略		
指定を受けようとする事業等	区 分	実施事業等	事業等開始予定年月日
	指定居宅支援事業者	居宅介護事業 サービス事業 短期入所事業 地域生活援助事業	
略			

注1～4 略

5 今回指定を受けようとする事業等以外で、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法又は介護保険法に基づき指定を受けている事業等がある場合には、別紙に事業等の種類、指定に係る法律の名称、指定年月日及び事業者番号を記入すること。

6 略

(別紙)

既に指定を受けている事業等

略

様式第2号(第3条関係)

指定居宅支援事業者
指定知的障害者更生施設等 指定事項等変更届出書

職 氏名 様

指定事項等を変更したので、知的障害者福祉法第15条の20(第15条の27)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地

届出者 名 称
代表者の氏名 ㊟

施 設	略		
略	略		
変更事項	変更の内容	(変更前)	(変更後)
1 施設の名称			
2 施設の設置の場所			
3 設置者の名称			
4 設置者の主たる事務所の所在地			
5 設置者の代表者の氏名及び住所			
6 設置者の定款、寄附行為等又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）			
7 施設の構造概要及び平面図並びに設備の概要			
8 施設の管理者の氏名及び住所			
9 略			
10 施設訓練等支援費の請求に関する事項			
11 略			

届出者 名 称
代表者の氏名 ㊟

事業所（施設）	略		
略	略		
変更事項	変更の内容	(変更前)	(変更後)
1 事業所（施設）の名称			
2 事業所（施設）の所在地（設置の場所）			
3 申請者（設置者）の名称			
4 申請者（設置者）の主たる事務所の所在地			
5 申請者（設置者）の代表者の氏名及び住所			
6 申請者（設置者）の定款、寄附行為等又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）			
7 事業所（施設）の構造概要及び平面図並びに設備の概要			
8 事業所（施設）の管理者の氏名及び住所			
9 事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所			
10 略			
11 居宅生活支援費（施設訓練等支援費）の請求に関する事項			
12 事業所の種別（併設型・空床型の別）			
13 併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所者の定員			
14 略			
15 知的障害者援護施設			

第2条 知的障害者福祉法に基づく指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則（平成14年鳥取県規則第87号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

鳥取県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第38号

鳥取県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県知的障害者福祉法施行細則（平成15年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(知的障害者相談支援事業に関する届出書)</p> <p>第5条 法第18条の規定による届出は、知的障害者相談支援事業開始届出書（様式第4号）を提出してしなければならない。</p> <p>2 法第20条第1項の規定による届出は、知的障害者相談支援事業変更届出書（様式第5号）を提出してしなければならない。</p> <p>3 法第20条第2項の規定による届出は、知的障害者相談支援事業廃止（休止）届出書（様式第6号）を提出してしなければならない。</p> <p>様式第4号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">知的障害者相談支援事業開始届出書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>知的障害者相談支援事業を開始したいので、知的障害者福祉法第18条の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p>	<p>(知的障害者居宅生活支援事業等に関する届出書)</p> <p>第5条 法第18条の規定による届出は、知的障害者居宅生活支援事業等開始届出書（様式第4号）を提出してしなければならない。</p> <p>2 法第20条第1項の規定による届出は、知的障害者居宅生活支援事業等変更届出書（様式第5号）を提出してしなければならない。</p> <p>3 法第20条第2項の規定による届出は、知的障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届出書（様式第6号）を提出してしなければならない。</p> <p>様式第4号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">知的障害者居宅生活支援事業等開始届出書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>知的障害者居宅生活支援事業等を開始したいので、知的障害者福祉法第18条の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p>

住 所
(法人にあつては、主
たる事務所の所在地)
届出者 氏 名 ㊟
(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)
電話番号

略	
事業を行おうとする区 域	
略	

注 略
添付書類 略

様式第5号 (第5条関係)

知的障害者相談支援事業変更届出書

職 氏名 様

知的障害者相談支援事業について届け出た事項を
変更したので、知的障害者福祉法第20条第1項の規
定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
(法人にあつては、主
たる事務所の所在地)
届出者 氏 名 ㊟
(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)
電話番号

住 所
(法人にあつては、主
たる事務所の所在地)
届出者 氏 名 ㊟
(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)
電話番号

略	
事業を行おうとする区 域	
知的障害者短 期入所事業の 用に供する施 設 (知的障害 者短期入所事 業を行おうと する場合に限 る。)	名 称
	種 類
	所在地
	入 所 定 員
略	

注 略
添付書類 略

様式第5号 (第5条関係)

知的障害者居宅生活支援事業等変更届出書

職 氏名 様

知的障害者居宅生活支援事業等について届け出た
事項を変更したので、知的障害者福祉法第20条第1
項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
(法人にあつては、主
たる事務所の所在地)
届出者 氏 名 ㊟
(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)
電話番号

<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin-bottom: 5px; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p> <p>様式第6号(第5条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>知的障害者相談支援事業廃止(休止)届出書</u></p> <p>職 氏名 様</p> <p>知的障害者相談支援事業を廃止(休止)しますので、知的障害者福祉法第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">届出者 氏 名 ㊟ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin-top: 10px; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p>	<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin-bottom: 5px; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p> <p>様式第6号(第5条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>知的障害者居宅生活支援事業等廃止(休止)届出書</u></p> <p>職 氏名 様</p> <p>知的障害者居宅生活支援事業等を廃止(休止)しますので、知的障害者福祉法第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">届出者 氏 名 ㊟ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin-top: 10px; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p>
---	---

第2条 鳥取県知的障害者福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び様式の表示並びに削除条を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改正後	改正前
<p>(判定の依頼)</p> <p>第2条 法第9条第6項又は第16条第2項の規定により知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)の判定を求めるときは、判定依頼書(様式第1号)を提出しなければならない。</p>	<p>(判定の依頼)</p> <p>第2条 法第9条第5項又は第16条第2項の規定により知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)の判定を求めるときは、判定依頼書(様式第1号)を提出しなければならない。</p>

(知的障害者相談支援事業に関する届出書)

第5条 法第18条の規定による届出は、知的障害者相談支援事業開始届出書（様式第4号）を提出してしなければならない。

2 法第20条第1項の規定による届出は、知的障害者相談支援事業変更届出書（様式第5号）を提出してしなければならない。

3 法第20条第2項の規定による届出は、知的障害者相談支援事業廃止（休止）届出書（様式第6号）を提出してしなければならない。

(雑則)

第5条 略

(雑則)

第6条 略

様式第4号（第5条関係）

知的障害者相談支援事業開始届出書

職 氏名 様

知的障害者相談支援事業を開始したいので、知的障害者福祉法第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名 ㊞

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

事業の種類及び内容	
経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）	
職員の定数及び職務の内容	
事業を行おうとする区域	

事業開始の予定年月 日	年 月 日
----------------	-------

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

添付書類

- 1 条例、定款その他の基本約款の写し
- 2 主な職員の氏名及び経歴を記載した書類
- 3 収支予算書及び事業計画書の写し

様式第5号 (第5条関係)

知的障害者相談支援事業変更届出書

職 氏名 様

知的障害者相談支援事業について届け出た事項を変更したので、知的障害者福祉法第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

変 更 事 項	
変更の内容	変更前
	変更後
変 更 年 月 日	年 月 日

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第6号 (第5条関係)

知的障害者相談支援事業廃止 (休止) 届出書

職 氏名 様

知的障害者相談支援事業を廃止 (休止) しますの

で、知的障害者福祉法第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名 ⑧

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃止（休止）予定年月日	年 月 日
廃止（休止）する理由	
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置	
休止予定期間（休止しようとする場合に限る。）	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。